

平成23年第5回教育委員会会議録

(要点筆記)

開催日 平成23年3月30日(水)

開催場所 市民文化センター3階

出席委員 委員長 梅野博
委員 志水貴江
委員 松田潤子
委員 中尾公一
教育長 藤原忠

教育委員会事務局・その他機関の長等説明員

| | |
|----------|----------|
| 教育部長 | 鈴木邦輝 |
| 学校教育課長 | 高橋光男 |
| 参事(指導主事) | 大久保善邦 |
| 生涯学習課長 | 粕谷茂 |
| 智恵文公民館長 | 大田誠一(欠席) |
| 風連公民館長 | 廣瀬一弘 |
| 児童センター所長 | 湯浅俊春 |
| 児童センター主幹 | 石橋由美子 |
| 北国博物館長 | 奥村英俊 |
| 図書館長 | 間所勝 |
| 天文台長 | 宮下正人 |
| 給食センター所長 | 塩田昌彦(欠席) |
| 総務係長 | 河合信二 |

傍聴人 0名

開会 午後3時00分

教育行政報告

- ① 東日本大震災支援活動について
- ② 教職員の服務規律等実態調査について
- ③ 全国学力・学習状況調査について
- ④ 教育推進アドバイザーについて

会務報告 教育部長から、前回の居幾委員会以降本日までの会務報告。

協議事項

議案第1号 名寄市教育委員会の所管に係る名寄市パブリックコメント手続き条例施行規則の制定について

〔学校教育課長〕市では4月1から市の計画や条例を定める前に広く市民の皆様にご意見を求めるパブリックコメント手続き条例が施行されます。教育委員会として市の条例を準用し続きを行うため条例施行規則を制定するものです。

〔委員長〕意見はないか。

———— 異議なく承認 ————

議案第2号 名寄市児童クラブ条例施行規則の制定について

〔女性児童センター所長〕風連地区の特例区事業が終了に伴い、児童クラブ設置運営規則が失効いたします。このことから旧名寄市女性児童クラブ条例を廃止して一本化することになり、名寄市児童クラブ条例施行規則を制定するものです。

〔委員長〕意見はないか。

———— 異議なく承認 ————

議案第3号 名寄市児童館条例施行規則の制定について

〔女性児童センター所長〕風連地区の特例区事業が終了することに伴い、名寄市児童館条例に一本化しました、これに伴い名寄市児童館条例施行規則を制定するものです。

〔委員長〕意見はないか。

———— 異議なく承認 ————

議案第4号 名寄市教育委員会行政組織規則の一部改正について

〔教育部長〕機構・分掌事務の改正でございます。特に生涯学習課・スポーツセンター等に関する見直しで詳細につきましては、生涯学習課長から内容等の説明をいたします。

〔生涯学習課長〕改正内容につきましては、条例の制定に伴う改正と風連生涯学習担当の設置等による機構及び事務分掌について改正するものです。

〔委員長〕意見はないか。

———— 異議なく承認 ————

報告事項

報告第1号 名寄市児童クラブ管理運営要綱の制定について

〔女性児童センター所長〕名寄市児童クラブ条例施行規則が制定されることに伴いまして本要綱を制定いたします。以上報告いたします。

報告第2号 名寄市給食センターHACCP推進委員会設置要綱の制定について

〔教育部長〕HACCPにつきましては、北海道の衛生管理食品の製造工程ごとに自主衛生管理を促進し、安全な給食を提供することを目的に本要綱を制定いたします。以上報告いたします。

報告第3号 名寄スクールバス運行規定の一部改正について

〔学校教育課長〕改正の理由として、3月27日に風連地区合併特例区が廃止になったことに伴い、風連旭地区小学生の中央小学校への送迎と併せ、風連日進中学校が4月から休校になったことに伴い、風連中学校に通う生徒を対象にスクールバスを運行するため改正いたします。以上報告いたします。

報告第4号 平成23年度名寄市学校教育推進の重点について

〔大久保参事〕平成22年度の学校教育推進について見直しをしております。以上報告いたし

ます。

連絡事項等は省略

閉 会 午後 4 時40分